

# 財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 田辺市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
9,684	12,820	933	23,438

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	41,930	40,054	1,876	1,120	736	55,910	
公共用地先行取得事業特別会計	93	93	0	0	-	46	
同和对策住宅資金等貸付事業特別会計	75	554	△ 480	△ 480	-	243	
診療所事業特別会計	475	433	42	42	-	56	
砂利採取事業特別会計	108	71	37	37	-	-	
木材加工事業特別会計	102	136	△ 33	△ 33	-	-	
一般会計等	41,963	40,521	1,442	686	-	56,255	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
水道事業会計	1,462	1,250	212	2,173	9	2,112	-	法適用企業
簡易水道事業特別会計	1,064	1,060	4	4	298	5,221	1,569	
農業集落排水事業特別会計	385	385	1	1	245	3,405	1,617	
林業集落排水事業特別会計	21	20	1	1	19	93	33	
漁業集落排水事業特別会計	237	236	1	1	35	727	436	
特定環境保全公共下水道事業特別会計	82	82	1	1	65	395	88	
戸別排水処理事業特別会計	14	14	0	0	-	17	-	
分譲宅地造成事業特別会計	119	279	△ 160	△ 30	-	-	-	
文里港整備事業特別会計	71	204	△ 133	△ 133	71	562	-	
国民健康保険事業特別会計(事業勘定)	11,237	10,723	514	514	791	-	-	
国民健康保険事業特別会計(直営診療施設勘定)	35	34	1	1	15	-	-	
老人保健特別会計	899	947	△ 47	△ 47	71	-	-	
後期高齢者医療特別会計	1,484	1,478	6	6	935	-	-	
介護保険特別会計	7,373	7,199	173	169	1,104	-	-	
駐車場事業特別会計	61	453	△ 392	△ 392	-	164	-	
交通災害共済事業特別会計	17	17	1	1	-	-	-	
公営企業会計等 計				2,269		12,697	3,743	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
公立紀南病院組合	10,609	11,374	△ 766	△ 22	1,933	6,499	3,995	法適用企業
紀南地方老人福祉施設組合(普通会計)	284	253	30	30	18	-	-	
紀南地方老人福祉施設組合(公営企業会計)	284	282	1	1	60	562	103	
和歌山県町村議会議員公務災害補償組合	27	23	4	4	2	-	-	
和歌山県市町村職員退職手当事務組合	8,225	8,220	5	5	1,091	-	-	
和歌山県町村非常勤職員公務災害補償組合	32	27	5	5	-	-	-	
和歌山地方税回収機構	154	122	33	33	-	-	-	
田辺周辺広域市町村圏組合	147	106	41	41	-	-	-	
紀南地方児童福祉施設組合	38	37	1	1	3	-	-	
紀南学園事務組合	139	126	13	13	-	-	-	
和歌山県後期高齢者医療広域連合(普通会計)	1,046	1,014	33	33	-	-	-	
和歌山県後期高齢者医療広域連合(特別会計)	102,560	99,081	3,479	3,439	915	-	-	
上大中清掃施設組合	201	191	10	10	9	273	90	
田辺市周辺衛生施設組合	815	771	44	44	-	817	650	
富田川衛生施設組合	335	300	34	34	28	1,815	395	
紀南環境衛生施設事務組合	225	214	11	11	-	-	-	
富田川治水組合	11	10	1	1	-	-	-	
一部事務組合等 計				3,683		9,965	5,233	

#### 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体か らの出資金	当該団体か らの補助金	当該団体か らの貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
(財)田辺市社会教育振興会	0	99	10	1	-	-	-	-	
(株)紀南ふるさと開発センター	1	31	7	-	-	-	-	-	
田辺市土地開発公社	△ 19	248	10	-	3,450	-	-	-	
(社)龍神観光協会	1	2	0	5	-	-	-	-	
(財)龍神村開発公社	1	15	9	-	-	-	-	-	
龍神住宅(株)	6	5	3	-	-	-	-	-	
(有)龍神温泉元湯	△ 6	△ 18	3	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			42	6	3,450	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

#### 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,629	1,435	△ 194
減債基金	3,095	3,083	△ 11
その他充当可能基金	6,762	6,600	△ 161
充当可能基金計	11,485	11,118	△ 367

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

#### 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	2.04	2.92	0.88	△ 12.19	△ 20.00	水道事業会計	-	-	-
						簡易水道事業特別会計	-	-	-
連結実質赤字比率	13.59	12.60	△ 0.99	△ 17.19	△ 40.00	農業集落排水事業特別会計	-	-	-
						林業集落排水事業特別会計	-	-	-
実質公債費比率	21.5	21.9	0.40	25.0	35.0	漁業集落排水事業特別会計	-	-	-
						特定環境保全公共下水道事業特別会計	-	-	-
将来負担比率	133.9	120.8	△ 13.10	350.0		戸別排水処理事業特別会計	-	-	-
						分譲宅地造成事業特別会計	△ 38.6	△ 18.7	19.9
財政力指数	0.41	0.42	0.01			文里港整備事業特別会計	△ 19.1	△ 19.1	0.0
経常収支比率	99.9	97.3	△ 2.60						

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。  
 2. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。

##### ・財政力指数

標準的な行政活動を行うのに必要な財源をどれだけ自力で調達できるかを示すもので、大きい程、財政基盤が強いといえる。1を超える団体には普通交付税が交付されない。

##### ・経常収支比率

財政構造の弾力性を示す指標で、人件費、扶助費、公債費等の経常的な支出に対して、普通税、普通交付税、地方譲与税といった経常一般的な財源がどれだけ充当されているかをあらわす。おおむね70%～80%の間が望ましいといわれている。

・実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要及び各指標について」をご参照下さい。

※財政健全化判断比率等の算定様式の各数値を四捨五入して記載しているため、各表内で縦横の計算は合わない場合があります。